

〇〇〇〇少年消防クラブ規約

(名称)

第1条 このクラブの名称は、〇〇〇〇少年消防クラブと称します。

(目的)

第2条 このクラブは、児童に火災予防その他の災害に関する正しい知識を供与し、正しい防火防災知識を身につけさせるとともに、学校及び家庭における防火防災思想の普及に努めることを目的とします。

(活動)

第3条 このクラブは、前条の目的を達成するため、次の活動を行います。

- (1) 少年消防クラブとして必要な研修
- (2) 防火防災に関する教育
- (3) 消防関係行事への参加
- (4) その他必要と認めるもの

(組織)

第4条 このクラブは、〇〇〇〇小学校の□□及び△△（以下「指導者」という。）並びに◇◇及び▽▽（以下「クラブ員」という。）をもって組織します。

(代表者)

第5条 このクラブの代表者は、□□とします。

(役員)

第6条 このクラブに次の役員を置きます。

- (1) リーダー ○名
- (2) サブリーダー ○名

(役員を選出)

第7条 リーダー及びサブリーダーは、クラブ員の中から選出します。

(役員の仕事)

第8条 リーダーは、指導者との連絡調整を行うとともに、他のクラブ員を取りまとめます。

2 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーが仕事を行えないときは、その仕事を代理で行います。

(光地区防火委員会への参画)

第9条 このクラブの指導者は、光地区防火委員会の委員を務めます。

附 則

この規約は、令和〇年〇月〇日から施行します。